

Press Release

府下で5万人以上の未受診、背景に貧困の影も ～子どもが家庭事情考え、必要な受診言い出せないことも～

大阪府保険医協会・歯科保険医協会は大阪府下の公立・私立の小中高 1802 校を対象に、子どもたちの医療アクセスの実態把握を目的に「学校健診後治療調査」を行ない 270 校から回答があり、府下約 10 万人の子ども達の受診実態がわかりましたので結果の概要を報告します。

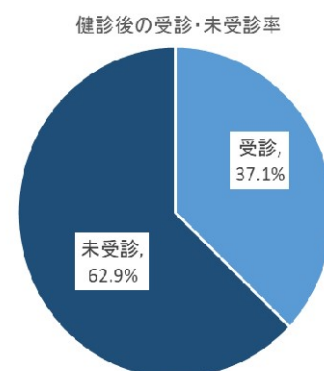
調査結果の特徴

- 医科では特に眼科の未受診が多く 2016 年度は要受診者全体のうち 62.9%が未受診、人数にして 26,338 人が未受診だった。
- 眼科の未受診の影響では「視力低下の生徒が多く、座席配慮ができない」学校が複数あり、子供たちの学力や学習意欲にも影響を及ぼしている。
- 「耳垢栓塞の放置で中耳炎や聴力低下」や「17 本のむし歯がある高校生」など、未受診の子どもの実態が見える事例報告が多数あった。

「視力低下の生徒が多いため座席配慮が十分にできない」 授業、学校生活に影響

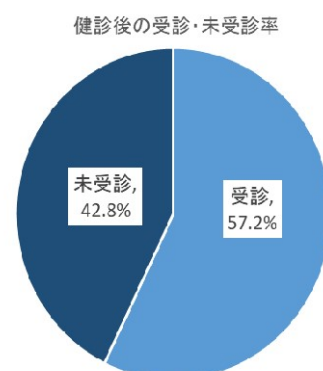
2016 年度眼科健診（視力検査を含む）を受けた子どものうち要受診と診断されたにもかかわらず、未受診だった子どもの割合は 62.9%、未受診者数は 26,338 人でした。2017 年度（2017 年 4 月～2018 年 1 月末）の要受診となったにも関わらず未受診の児童・生徒、メガネ等の矯正器具が必要となったのに未購入の子ども的人数を聞いたところ 19,037 人でした。

学校での子どもたちの様子では「メガネのツルが折れていてもテープで止めている」などの困難事例も報告されました。また、「視力低下の児童が多いため、座席配慮が十分にできない」「黒板が見えにくくてノートに書くことをあきらめている」など、子ども達の学習意欲に関わるような事例も報告されています。



「アレルギー症状がひどくても我慢して過ごす」 耳垢放置で中耳炎・聴力低下も

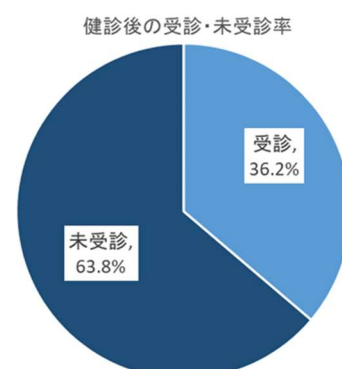
2016 年度耳鼻科健診（聴力検査を含む）を受けた児童・生徒のうち要受診と診断されたにもかかわらず未受診だった子どもの割合は全体で 42.8%、人数は 4,691 人でした。2017 年度（2017 年 4 月～2018 年 1 月末）の健診で要受診と診断された生徒の内、未受診者の人数は 3,293 人でした。養護教諭からの回答では耳垢栓塞の放置による中耳炎や聴力低下など重症化ケースも報告されています。また、保健室への相談内容では「慢性中耳炎を放置し、耳垂れが多く頻繁に来室、子どもが不安がる」など、必要な



受診がなされていないケースも複数報告されました。

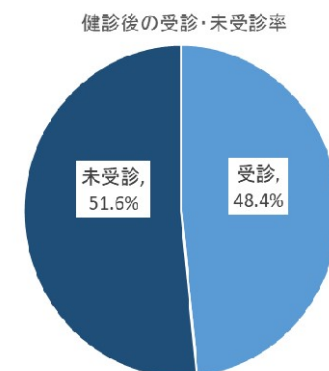
歯科未受診が63.8%、口腔崩壊「いた」学校が45%超

2016年度、学校歯科健診を受けた子どものうち、要受診と診断されたにもかかわらず、未受診だった子どもの割合は63.8%、25,438人でした。また、口腔崩壊（むし歯が10本以上ある、歯の根しか残っていないなど、咀嚼が困難な状態）の子どもが「いた」と回答した学校が46.7%に上ります。養護教諭から「未処置歯が10本以上あった子は4人。いずれも家庭的に困難を抱えている。（毎日遅刻する。靴・体操服等必要なものが準備できないなど）8～9本以上となると倍増すると考えられる」との事例が寄せられるなど、家庭的な困難が未受診につながっている状況がうかがえました。



「マラソン大会や水泳授業の日は不安」 心臓健診後の未受診で命の危険も

2016年度内科健診を受けた児童・生徒のうち、要受診と診断されたにも関わらず未受診だった子どもの割合は全体で51.6%、人数は1,869人でした。養護教諭からの事例報告では、心臓健診後に要受診となったにも関わらず未受診の生徒がおり、「水泳や運動会、マラソン大会の時期は非常に不安」など、命の危険さえあるような事例も報告されました。



未受診の背景に親の長時間労働などの社会問題、求められる子ども医療費無償化

調査の中で未受診の理由を養護教諭に聞いたところ、「共働き」、「ひとり親家庭」、「経済的困難」が未受診の理由として多くあげられました。また、「保護者の長時間労働」という回答も多く、近年社会問題化している「子どもの貧困」や「長時間労働」の問題が子ども達の未受診の背景に見られました。

大阪府保険医協会・歯科保険医協会は調査結果に基づいて府下の公立学校の養護教諭との懇談を行なったところ、「500円の自己負担ですらも厳しい家庭がある」「子ども医療費助成制度の対象外になっている高校生にとって3割負担は受診の妨げになっている」など、子ども医療費の無料化や制度拡充が急務であるとの意見が出されました。

本調査に関するお問い合わせは以下の担当事務局までお願いいたします。

- ・大阪府保険医協会 06-6568-7721（担当：姜〔かん〕）
- ・大阪府歯科保険医協会 06-6568-7731（担当：和田）